

サプリメントの最新事情：特定保健用食品と健康補助食品 （JHFA マーク表示許可食品）について

石田 幸久 財団法人日本健康・栄養食品協会 健康食品部長

1. サプリメントの定義と位置づけ

健康に係る機能を例外的に食品に取り入れた保健機能食品（特定保健用食品、栄養機能食品）は、健康増進法並びに食品衛生法のもとに国が定める制度として運用されている。そのうち特定保健用食品は、提出された資料や試料について個別に審査され、保健の用途（国際的には健康強調表示）などの表示が許可される。一方、栄養機能食品は、ビタミン及びミネラルの一定の機能を、国が定める基準を満たす食品に定められた機能を企業責任のもとに表示できる。

これらの保健機能食品に含まれないサプリメントも多く、一般に「健康食品」と呼ばれている。これらの多くは、数 10 年の間使用され続けており一定の評価を得ているが、法律上は一般の食品として位置づけられている。代表的なものとして、クロレラ、ローヤルゼリー、プロポリス、高麗人参、グルコサミンなどがある。

2. 特定保健用食品の現状と問題点

特定保健用食品（以下トクホ）は、健康に係る機能表示が可能な例外的な食品として、平成 2 年に誕生し、幾度かの運用改正を経て、本年 2 月に大幅な改正が行われた。

改正の内容は、許可前例の多い分野について規格基準型の導入、有用性の根拠が明確でない場合の条件付トクホの新設、疾病のリスク低減表示の導入など、極めて画期的なものである。しかし、運用上の問題もかなりある。

3. 健康補助食品のこれから（JHFA マーク表示許可食品を中心に）

保健機能食品を除く多くの健康補助食品は、一般の食品と同様、製造者、販売者などの業者の自己責任のもとで事業化されており、使用者への的確な情報提供が制限されている。財団法人日本健康・栄養食品協会では、20 年前からより信頼性が高く安心して摂取できる健康補助食品の提供を目指し、素材別に規格基準を作成し、JHFA マークを表示できる表示許可制度を運用している。

JHFA マーク表示許可品は、一定の品質が担保されており、特に安全性の確保は十分になされている。2 年前からこれら健康補助食品の国による制度化の検討がされ、JHFA マーク表示許可制度の取り込みと情報提供の必要性が提案されたが、実質的には見送りになった。今後、産官学共同による科学的根拠の収集など一層の努力が必要になる。